

伊 勢 市 公 報

第 132 号
平成 23 年 5 月 6 日
金 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
○ 伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	8
○ 伊勢市契約規則の一部を改正する規則	10
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 道路の供用開始について	21
○ 軽自動車税にかかる納付期限の延長について	22
○ 平成 23 年 3 月末財政状況公表の調製並びに公表について	23
教育委員会告示	
○ 伊勢市指定有形文化財の指定の解除について	29
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	30
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の停止について	31
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	32

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 23 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則(平成 18 年伊勢市規則第 64 号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10 万 4,730 円」を「10 万 4,530 円」に、「5 万 6,790 円」を「5 万 6,720 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5 万 2,370 円」を「5 万 2,270 円」に、「2 万 8,400 円」を「2 万 8,360 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 24 号

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 4 号中「5 日」を「7 日」に、同項第 16 号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第 17 条第 1 項第 18 号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 23 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 25 号

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 172 号)の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 26 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 41 条第 3 号中「経費」の次に「(設計金額が 500 万円以上のものに限る。)」を加える。

第 42 条第 1 号中「次のとおりとする。」を「契約金額の 10 分の 4 の額」に改め、同号ア及び同号イを削り、同条第 2 号中ただし書を削り、同条を同条第 1 項とし、同条に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号の工事であって、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、前項第 1 号の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の額は、契約金額の 10 分の 2 の額を超えない範囲とする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

伊勢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 27 号

伊勢市契約規則の一部を改正する規則

(伊勢市契約規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市契約規則（平成 17 年伊勢市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「前条第 1 項の規定の例により予定価格の 10 分の 8.5 から 3 分の 2 までの範囲内でこれを定め、同条第 2 項に規定する予定価格調書に当該最低制限価格をあわせて記載しなければならない。」を「予定価格の 10 分の 8.5 から 3 分の 2 までの範囲内でこれを定めるものとする。」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による最低制限価格を設けたときは、前条第 2 項に規定する予定価格調書に当該最低制限価格をあわせて記載しなければならない。ただし、市長が別に定めた方法による場合は、この限りでない。

第 29 条第 1 項中「の 10 分の 9 以内の」を「について、これに相当する金額の範囲内の」に改める。

第 2 条 伊勢市契約規則の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「10 分の 8.5 から 3 分の 2 まで」を「10 分の 9 から 10 分の 7 まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条による改正後の第 7 条第 1 項の改正規定は、平成 23 年 6 月 1

日以後に公告のあった一般競争入札及び参加者の指名のあった指名競争入札について適用し、同日前に公告のあった一般競争入札及び参加者の指名のあった指名競争入札については、なお、従前の例による。

伊勢市告示第 83 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、磯町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 矢 形 清 衛

伊勢市磯町 340 番地

変更後 奥 山 幸

伊勢市磯町 285 番地

伊勢市告示第 84 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、松倉元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 北 村 典 夫

伊勢市小俣町宮前 226 番地

変更後 東 徹

伊勢市小俣町宮前 225 番地

伊勢市告示第 85 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 23 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 梶 野 悟

伊勢市西豊浜町 1531 番地 4

変更後 奥 村 茂

伊勢市西豊浜町 661 番地 2

伊勢市告示第 86 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 23 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 石 田 和 彦

伊勢市上地町 450 番地 24

変更後 東 谷 徳 三

伊勢市上地町 450 番地 49

伊勢市告示第 87 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、常磐第一自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 高 本 長 生

伊勢市常磐 1 丁目 12 番 4 号

変更後 西 山 則 夫

伊勢市常磐 1 丁目 23 番 6 号

伊勢市告示第 88 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
荘区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 23 年 4 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 宮 後 朝 訓

伊勢市二見町荘 1638 番地

変更後 西 岡 勝 昭

伊勢市二見町荘 1259 番地

伊勢市告示第 89 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、馬瀬町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	由 川 昇
	伊勢市馬瀬町 688 番地
変更後	浦 野 卓 久
	伊勢市馬瀬町 528 番地 10

伊勢市告示第 90 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、明野第 4 自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 伊 藤 欽一郎

伊勢市小俣町明野 495 番地 4

変更後 増 永 徳 久

伊勢市小俣町明野 366 番地 2

伊勢市告示第 91 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように

道路の供用を開始します。

平成 23 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
柏東大淀線	伊勢市東大淀町字清水 3889 地先から 伊勢市東大淀町字皆戸 638 番 4 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 4 月 27 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 92 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）第 18 条の 2 の規定により、平成 23 年度軽自動車税納税通知書の送達を受ける者のうち、次に掲げる地域に住所又は居所を有するものについては、納期限（平成 23 年 5 月 31 日）を延長します。

平成 23 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 納期限を延長する地域
青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県
- 2 納期限を延長する期日
別途市長が定める日
- 3 納期限を延長する理由
東日本大震災により被災した可能性があるため。

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成23年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
平成23年4月28日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

1 3月末における人口、世帯数、面積の状況（外国人登録を含む。）

人 口	133,527 人	（平成22年度現計予算1人当たり	357,685 円）
世 帯 数	53,690 世帯	（平成22年度現計予算1世帯当たり	889,562 円）
面 積	208.53 k㎡		

2 平成22年度一般会計予算の状況

（単位 千円）

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	15,600,000	32.7	15,405,041	98.8	議 会 費	306,508	0.6	297,429	97.0
地 方 譲 与 税	360,001	0.8	403,756	112.2	総 務 費	5,551,451	11.6	3,343,774	60.2
利 子 割 交 付 金	40,000	0.1	67,621	169.1	民 生 費	15,543,994	32.5	14,608,949	94.0
配 当 割 交 付 金	5,000	0.0	32,722	654.4	衛 生 費	4,793,652	10.0	4,060,803	84.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,000	0.0	10,538	526.9	労 働 費	219,233	0.5	143,887	65.6
地 方 消 費 税 交 付 金	1,180,000	2.5	1,283,885	108.8	農 林 水 産 業 費	1,290,857	2.7	746,061	57.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	19,000	0.0	19,422	102.2	商 工 費	171,678	0.4	143,142	83.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	120,001	0.2	132,263	110.2	観 光 費	241,749	0.5	207,140	85.7
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	50,940	0.1	50,940	100.0	土 木 費	5,498,360	11.5	4,312,407	78.4
地 方 特 例 交 付 金	239,104	0.5	239,104	100.0	消 防 費	2,722,059	5.7	1,868,211	68.6
地 方 交 付 税	10,242,010	21.4	10,548,762	103.0	教 育 費	5,579,453	11.7	5,012,543	89.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	21,108	0.0	22,310	105.7	災 害 復 旧 費	72,288	0.2	46,876	64.8
分 担 金 及 び 負 担 金	967,018	2.0	914,198	94.5	公 債 費	5,734,241	12.0	5,731,679	100.0
使 用 料 及 び 手 数 料	353,869	0.7	357,152	100.9	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,160,562	15.0	5,913,922	82.6	予 備 費	35,046	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,751,746	5.8	2,240,074	81.4					
財 産 取 入	120,496	0.3	136,680	113.4					
寄 附 金	40,245	0.1	43,439	107.9					
繰 入 金	44,806	0.1	659	1.5					
繰 越 金	729,918	1.5	729,919	100.0					
諸 収 入	798,447	1.7	616,063	77.2					
市 債	6,914,300	14.5	138,700	2.0					
合 計	47,760,571	100.0	39,307,170	82.3	合 計	47,760,571	100.0	40,522,901	84.8

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債については、継続費通次繰越財源、繰越明許費繰越財源及び事故繰越し繰越財源を、歳出の総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、観光費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費については、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B) / (A) %	備考
市民税	6,793,511	43.6	6,605,246	97.2	
固定資産税	6,875,488	44.1	6,868,578	99.9	
軽自動車税	255,000	1.6	259,075	101.6	
市たばこ税	640,000	4.1	625,395	97.7	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	4,000	0.0	7,201	180.0	
都市計画税	1,032,000	6.6	1,039,546	100.7	
合計	15,600,000	100.0	15,405,041	98.8	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	26,806,546	56.1	
人件費	9,097,762	19.0	
物件費	6,202,785	13.0	※
維持補修費	281,349	0.6	※
扶助費	8,645,146	18.1	
補助費等	2,579,504	5.4	
投資的経費	7,554,485	15.8	
普通建設事業	7,482,197	15.7	※
災害復旧事業	72,288	0.1	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	13,399,540	28.1	
貸付金	10,277	0.0	
公債費	5,734,241	12.0	
投資及び 出資金	183,800	0.4	※
積立金	1,390,694	2.9	
繰出金	6,045,482	12.7	
予備費	35,046	0.1	
合計	47,760,571	100.0	

※ 継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額を含みます。

3 平成22年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	13,145,143	12,024,784	12,016,021	
老人保健医療特別会計	13,531	9,406	8,289	
後期高齢者医療特別会計	2,235,138	2,200,365	2,027,803	
介護保険特別会計	10,113,114	9,560,916	9,218,678	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	22,643	22,365	22,326	
農業集落排水事業特別会計	61,310	57,340	49,960	
土地取得特別会計	91,790	52,642	1,727	
合 計	25,682,669	23,927,818	23,344,804	

4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	42,374,149	政府資金	財 務 省	18,787,465
総 務 債	3,795,135		日 本 郵 政 公 社	3,702,659
民 生 債	796,419	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		8,218,385
衛 生 債	880,878	三 重 県		184,711
労 働 債	5,589	共 済 組 合 等		1,005,506
農 林 水 産 業 債	1,404,250	銀 行 等		10,525,783
商 工 債	163,762			
土 木 債	14,387,000			
公 営 住 宅 債	836,895			
消 防 債	658,879			
教 育 債	4,198,316			
災 害 復 旧 債	47,670			
減 税 補 て ん 債	1,653,785			
臨 時 税 収 補 て ん 債	415,898			
臨 時 財 政 対 策 債	12,269,879			
借 換 債	859,794			
特 別 会 計 債	50,360			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	50,360			
合 計	42,424,509	合 計		42,424,509

5 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
——	——	——	

6 市有財産の状況

区 分	現 在 高	備 考
土 地	4,008,353.37 m ²	
建 物	391,938.27 m ²	
動 産	3 個	
物 権	2,208.55 m ²	
基 金	19,304,557 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等	1,123,646 千円	
物品取得価格50万円 以上のもの	車 両	322 台
	そ の 他	512 点
無 体 財 産 権	2 件	

参考 平成23年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	15,850,000	36.0	議 会 費	408,156	0.9	消 費 的 経 費	27,979,613	63.5	
地 方 譲 与 税	350,001	0.8	総 務 費	4,685,157	10.6	人 件 費	8,588,997	19.5	
利 子 割 交 付 金	40,000	0.1	民 生 費	16,174,226	36.7	物 件 費	7,336,787	16.7	
配 当 割 交 付 金	20,000	0.0	衛 生 費	4,500,834	10.2	維 持 補 修 費	276,579	0.6	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000	0.0	労 働 費	189,855	0.4	扶 助 費	9,078,636	20.6	
地 方 消 費 税 交 付 金	1,180,000	2.7	農 林 水 産 業 費	1,043,036	2.4	補 助 費 等	2,698,614	6.1	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.0	商 工 費	198,157	0.5	投 資 的 経 費	3,824,553	8.7	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	110,001	0.3	観 光 費	311,447	0.7	普 通 建 設 事 業	3,824,514	8.7	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	50,000	0.1	土 木 費	5,468,058	12.4	災 害 復 旧 事 業	39	0.0	
地 方 特 例 交 付 金	220,000	0.5	消 防 費	2,373,222	5.4	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
地 方 交 付 税	9,300,000	21.1	教 育 費	3,329,252	7.6	そ の 他 の 経 費	12,274,049	27.8	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	21,000	0.0	災 害 復 旧 費	39	0.0	貸 付 金	16,766	0.0	
分 担 金 及 び 負 担 金	1,028,778	2.3	公 債 費	5,346,774	12.1	公 債 費	5,346,774	12.1	
使 用 料 及 び 手 数 料	355,967	0.8	諸 支 出 金	2	0.0	投 資 及 び 出 資 金	277,900	0.6	
国 庫 支 出 金	5,893,094	13.4	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	29,841	0.1	
県 支 出 金	2,740,342	6.2				繰 出 金	6,552,768	14.9	
財 産 収 入	56,351	0.1				予 備 費	50,000	0.1	
寄 附 金	24,275	0.1				合 計	44,078,215	100.0	
繰 入 金	1,409,576	3.2							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	505,930	1.2							
市 債	4,852,900	11.0							
合 計	44,078,215	100.0	合 計	44,078,215	100.0				

○ 市税

(単位 千円)

項目	予算額	構成割合 %	備考
市 民 税	6,660,768	42.0	
固 定 資 産 税	6,906,059	43.6	
軽 自 動 車 税	259,000	1.6	
市 た ば こ 税	580,172	3.7	
特別土地保有税	1	0.0	
入 湯 税	6,000	0.0	
都 市 計 画 税	1,438,000	9.1	
合 計	15,850,000	100.0	

○ 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	備 考
国民健康保険特別会計	13,581,534	
後期高齢者療特別会計	2,300,986	
介護保険特別会計	10,471,243	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	20,525	
農業集落排水事業特別会計	68,314	
観光交通対策特別会計	459,807	
土地取得特別会計	201,148	
合 計	27,103,557	

伊勢市教育委員会告示第8号

伊勢市文化財保護条例に基づき、次のとおり伊勢市指定有形文化財の指定を解除します。

平成23年4月21日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

記

種別	名称	時代	員数	所在地	所有者 (管理者)
有形文化財 (工芸)	おおごり 大五輪の 五輪塔	南北朝時代	1基	伊勢市楠部町 字大五輪 115	久留紀子

伊勢市上下水道事業告示第 17 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
350	柳瀬設備	伊勢市二見町三津 495 番地 4	平成 23 年 4 月 19 日

伊勢市上下水道事業告示第 18 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 2 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の効力を次のとおり停止しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定の効力を 停止する期間
337	池山管設備	度会郡玉城町岩出 988 番地	自:平成 23 年 4 月 23 日 至:平成 23 年 5 月 22 日

伊勢市公告第 28 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 4 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。